

Ⅱ 子ども虐待の発見と対応

① 虐待の早期発見に努めましょう

子ども虐待を発見しやすい立場にある人は、自分の立場などにこだわることなく、責任と義務を自覚して、以下の点に留意して取り組んでいく必要があります。



●躊躇・ためらいを克服する

日ごろから関わりのある家族の場合、「これは虐待だろうか？」と疑うことがあっても、「まさか、あの保護者に限って虐待はしないだろう」という思いから否定したり、保護者を陥れてしまうような気持ちになって虐待であると認めることを躊躇してしまいがちになります。

また、「虐待」という表現を話題にすることによって、せっかく築いた保護者との信頼関係が壊れてしまうのではないかとの思いから、そのまま様子を見ようとしたことはないでしょうか。

虐待を受けている子どもは、自分で解決することができず、周りの人に必死でサインを出しています。自分の立場や保護者の心情への配慮に気持ちを奪われて、子どもの危機に目をつぶるようなことはあってはなりません。

●自分だけで解決しようとしな

虐待かどうか疑問に思ったときは、一人で抱え込んだり自分だけで解決しようとせず、組織的な対応が必要です。このため、「報告・連絡・相談」を徹底し、機関をあげた積極的な対応が重要となります。

その上で、問題が深刻にならないうちに解決するには、早い時期に、より専門的な機能を持った機関と協力していくことが不可欠です。家庭に対する援助のためにも、さまざまな社会資源を活用し、協力を依頼しましょう。

●保護者を責めるのではなく、子どもや家族への援助を重視する

虐待への対応において、保護者に対して批判的な態度にならないよう心がけましょう。保護者の抱える問題を理解したうえで、他の関係機関と協力し、責任を持って自分の役割を果たすことが必要です。大切なのは、その子どもと家族に今、どんな援助が必要かということです。

(参考)

児童虐待の防止等に関する法律には、「学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない(第5条)」と、関係者の早期発見について努力義務として規定されています。



2 虐待を発見したら

虐待が疑われる子どもを発見した者は、速やかに、これを市町村、福祉事務所もしくは児童相談所に通告しなければなりません。通告は国民の義務として法律（児童虐待の防止に関する法律第6条）に明記されています。

通告の方法

特に決まったものではありません。電話でも手紙でも構いません。通告の際には、次の項目を伺います。

- ①子どもの氏名・性別・年齢・家族構成・就学状況
- ②保護者の氏名・住所
- ③虐待状況（いつ・どこで・誰から・どんなふうに）
- ④ケガ・あざ等の状況（部位・程度・頻度）

※ 全ての項目について、時間をかけて情報収集する必要はありません。

ただし、情報については憶測等が入らないよう事実のみ整理することが大切です。

3 児童相談所の対応

通告を受けた児童相談所は、子どもの安否を最優先に確認するところから対応を開始します。併せて緊急受理会議を開催し、初期対応について検討します。その上で、子どもや家庭の情報を集めていきます。

例えば、保育所や幼稚園、学校等から子どもの状況を確認したり、乳幼児健診の受診状況や相談歴の確認を行ったりします。また、生活支援等で福祉事務所との関わりがないか確認したり、家族の状況を把握するために児童委員等に協力を要請したりすることもあります。

緊急に介入が必要な場合は、迅速な対応を行います。

(1) 子どもの保護が必要な場合

緊急に子どもの安全の確保が必要な場合は、子どもを一時保護します。立入調査や一時保護を行う場合に警察等の協力を得ることもあります。一時保護に伴う保護者への指導や援助により、在宅での援助が可能な場合は、子どもは家庭に帰ることになりますが、親子の分離が必要な場合は、児童相談所が子どもを里親等に委託、又は児童福祉施設へ入所させる措置をとることになります。措置に際して親権者等の同意が得られない場合は、家庭裁判所の承認を得て行います。

(2) 子どもを在宅のままで援助する場合

調査の結果、子どもを在宅のままで援助していくと判断した場合は、再発防止に向けた指導・支援を行います。この場合、必要に応じ関係者会議を開催し、各関係機関ごとの役割を決め、再発防止に向けた指導・支援を行いながら、子どもと家庭を見守っていくこととなります。

4 こんな疑問が浮かんだときは

もし虐待でなかったらどうしよう？



虐待かどうかの判断は、児童相談所や市町村で行います。児童相談所等の調査で虐待の事実がないことがわかって、そのことで通告した人が責任を問われることは一切ありません。この疑問のために行動を起こさずに子どもを危険から守れない方が問題です。

私がやらなくても誰かがやってくれるのでは？



誰もがそう思って行動しないなら、子どもを守ることはできません。自分から行動を起こしましょう。虐待を放置してはいけません。

私が通告したことがわかるのでは？



通告についての秘密は守られます。通告を受けた児童相談所や市町村等は、通告の内容や誰が通告してきたかなどの情報を保護者に知らせたりすることは決してありません（「児童虐待の防止等に関する法律」第7条で通告者を特定できる情報を漏らしてはいけなと規定されています）。

通告をためらわないでください。

私は保育士ですが、通告したことが 守秘義務違反にはならないのでしょうか？

虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、時には生命に関わるものであることから、「児童虐待の防止等に関する法律」第6条において、子ども虐待を発見した者が児童相談所等に通告することは、秘密漏示や守秘義務違反に当たらないと明記されています。

子どもの最善の利益のためには、虐待について児童相談所との間で積極的に連絡を取り合うことが必要です。

ひとこと

近年、各自治体で個人情報の保護に関する条例が定められていますが、個人情報の収集提供について、多くの場合「個人の生命を守るため、緊急かつやむを得ないとき」や「相当な理由があるとき」には、適用が除外されています。



●虐待発見から援助までの流れ — 関連機関の連携 —

